

農水産業協同組合貯金保険法施行規則等の一部を改正する命令

目次

本則

農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和四十八年^{大蔵省}農林省^令第一号）（第一条関係）…………… 1

農業協同組合法第九十四条の二第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^総大蔵^理府^令第十三号）（第一条関係）…………… 4

水産業協同組合法第二百二十三条の二第四項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^総大蔵^理府^令第十五号）（第三条関係）…………… 5

附則

…………… 6

改正案	現行
<p>（買取資産に係る利益の事由及び金額）</p> <p>第二十六条 令第三十二条第一項第一号に規定する主務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項第一号に規定する主務省令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 買取資産である有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。）、金銭信託の受益権並びに消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第九条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項に規定するもの（以下この号及び第二十八条第五号において「買取有価証券等」という。）についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額</p> <p>五（略）</p> <p>（負担金の額の計算上除かれる負債）</p>	<p>（買取資産に係る利益の事由及び金額）</p> <p>第二十六条 令第三十二条第一項第一号に規定する主務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項第一号に規定する主務省令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 買取資産である有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。）、金銭信託の受益権並びに消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第九条第一項第一号から第四号まで及び同条第二項に規定するもの（以下この号及び第二十八条第五号において「買取有価証券等」という。）についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額</p> <p>五（略）</p> <p>（負担金の額の計算上除かれる負債）</p>

第三十二条 法第七十条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 金融商品取引責任準備金(金融商品取引法第四十八条の三第一項の金融商品取引責任準備金をいう。)

(削る)

三・四 (略)

別紙様式第2 (第32条関係)

負担金計算書

(組合名) (年)

科 目	金 額
(略)	(略)
除かれる負債	千円
1 (略)	
2 金融商品取引責任準備金 (削る)	
3 繰延税金負債	
4 再評価に係る繰延税金負債	

第三十二条 法第七十条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 金融先物取引責任準備金(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第八十一条第一項に規定する金融先物取引責任準備金をいう。)

三 証券取引責任準備金(証券取引法第六十五条の二第七項において準用する同法第五十一条第一項に規定する証券取引責任準備金をいう。)

四・五 (略)

別紙様式第2 (第32条関係)

負担金計算書

(組合名) (年)

科 目	金 額
(略)	(略)
除かれる負債	千円
1 (略)	
2 金融先物取引責任準備金	
3 証券取引責任準備金	
4 繰延税金負債	
5 再評価に係る繰延税金負債	

<p>・ (略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 の1から<u>4</u>は、第33条第1号から第4号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>・ (略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 の1から<u>5</u>は、第33条第1号から第5号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する組合の貸借対照表又は組合及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項並びに第四条第二項及び第三項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該組合について、当該区分に応じた命令は、前条第一項又は第二項の表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。</p> <p>一 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項に規定する金融商品取引所又は外国において設立されている類似の性質を有するものをいう。</u>以下この号において同じ。）に上場されている有価証券 自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の金融商品取引所における最終価格に基づき算出した価額</p> <p>二 四（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する組合の貸借対照表又は組合及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項並びに第四条第二項及び第三項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該組合について、当該区分に応じた命令は、前条第一項又は第二項の表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。</p> <p>一 証券取引所（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項に規定する証券取引所又は外国において設立されている類似の性質を有するものをいう。</u>以下この号において同じ。）に上場されている有価証券 自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の証券取引所における最終価格に基づき算出した価額</p> <p>二 四（略）</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する組合の貸借対照表又は組合及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項並びに第四条第二項及び第三項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該組合について、当該区分に応じた命令は、前条第一項又は第二項の表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。</p> <p>一 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項に規定する金融商品取引所又は外国において設立されている類似の性質を有するものをいう。</u>以下この号において同じ。）に上場されている有価証券 自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の<u>金融商品取引所における最終価格に基づき算出した価額</u></p> <p>二 四（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する組合の貸借対照表又は組合及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項並びに第四条第二項及び第三項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該組合について、当該区分に応じた命令は、前条第一項又は第二項の表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。</p> <p>一 証券取引所（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項に規定する証券取引所又は外国において設立されている類似の性質を有するものをいう。</u>以下この号において同じ。）に上場されている有価証券 自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の<u>証券取引所における最終価格に基づき算出した価額</u></p> <p>二 四（略）</p> <p>3・4（略）</p>

附 則

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。